

交通局職員の懲戒処分について

本日付で、次のとおり職員の懲戒処分を行いましたので、お知らせします。

1 通勤手当の不正受給及び虚偽報告

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
高速鉄道本部 総合司令所 助役	運輸技術 職員	60代	停職1箇月	令和4年4月から6年9月まで、届出と異なる手段で通勤し、不正に手当を受給した（不正受給額27万円）。 また、これまでに実施した手当支給に係る通勤経路の確認調査の際に、虚偽の報告を行っていた。

2 常習的な車内喫煙

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
自動車本部 滝頭営業所 バス運転手	運輸職員	60代	戒告	令和6年8月16日及び同月21日から24日までの間、回送運行中及び待機中にバス車内で喫煙を行った。

3 旅客に対する不適切な発言

所属	職名	年齢	処分内容	事案の概要
高速鉄道本部 駅務管理所 駅務員	運輸職員	30代	戒告	令和6年10月27日、ホーム線路内に誤って物を落とし、緊急停止ボタンを押したお客様に対し、不適切な発言を行った。

お問合せ先

交通局人事課 Tel 045-671-3164